

徳島県吹奏楽連盟規程集

～2025年度版～



【目次】

(事務局担当)	徳島県吹奏楽連盟の歩み	1
	徳島県吹奏楽連盟規約	3
	加盟団体に関する登録規定	5
	徳島県吹奏楽連盟会計に関する規定	7
	徳島県吹奏楽連盟表彰規定	8
	高位多數順の説明	9
(第一事業部担当)	全日本吹奏楽コンクール徳島県大会(全国大会に通じる部門)実施規定	10
	全日本吹奏楽コンクール徳島県大会B部門実施規定	12
	全日本吹奏楽コンクール徳島県大会(全国大会へ通じる部門)審査内規	14
	全日本吹奏楽コンクール徳島県大会B部門審査内規	15
(第二事業部担当)	徳島県アンサンブルコンテスト中学生の部予選実施規定	16
	徳島県アンサンブルコンテスト中学生の部予選審査内規	18
	徳島県アンサンブルコンテスト高等学校の部予選実施規定	19
	徳島県アンサンブルコンテスト高等学校の部予選審査内規	21
	徳島県アンサンブルコンテスト実施規定	22
	徳島県アンサンブルコンテスト審査内規	24
(第三事業部担当)	全日本マーチングコンテスト徳島県大会実施規定	25
	全日本マーチングコンテスト徳島県大会審査内規	26
	全日本小学生バンドフェスティバル徳島県大会実施規定	27
	全日本小学生バンドフェスティバル徳島県大会審査内規	28

徳島県吹奏楽連盟の歩み

1 結成の経過

1927年(昭和2年)、徳島市徳島高等学校に御大典記念として約20名編成のプラスバンドが誕生し、後に編成を拡大して徳高バンドの愛称で親しまれた。これと前後して北島北小学校(24名)・県立工業高校(18名)・職場に徳島専売局バンドが編成され、昭和14年に交換演奏会を催した。また、満州事変当時よりラッパ鼓隊が編成され、中でも富田小学校は優れた演奏をした。

1940年(昭和15年)、大日本吹奏楽連盟・全関西吹奏楽連盟に加盟して徳島県吹奏楽連盟結成の運びとなった。当時の役員は、会長 原菊太郎(徳島市長)、理事長 川井能之(徳高バンド)、井沢三樹(徳島市厚生課)、井上一郎・藤村一夫(NHK)、角山正一(徳島専売局吹奏楽団)、岡敬人(徳島工業バンド)、川人利夫(久千田小学校)の諸氏であった。この年初めて吹奏楽講習会がNHK広場で開催された。また、市役所前で徳島県連盟結成記念演奏会及び分列演奏行進が行われ、大阪松下電器歩一会吹奏楽団の記念演奏で華を添えた。

2 推移と活動状況

1940年(昭和15年)には徳島高等小学校吹奏楽団が全関西コンクールに参加(当時小学校は1校のみ)し、優秀賞を受けた。当時の徳島県連盟加盟団体は、吹奏楽・ラッパ鼓隊を含めて10団体となり太平洋戦争終結まで吹奏楽活動は絶えることはなかった。

1945年(昭和20年)、徳島市は米軍の空襲により楽器はすべて消失した。わずかに市外の団体の楽器は消失は免れたが、連盟活動は一時中止のやむなきにいたった。

1947年(昭和22年)の学制改革により、新制中学校・高等学校となり、県連の活動も復活した。会長 妹尾芳太郎(徳島市長)、理事長 川井能之(城西中学校)、常任理事 吉野正(徳島市厚生課長)、大西正義(社会教育課)、藤村一夫(NHK)、植田徹男(県立工業高校)、角山正一(徳島専売局)

1950年(昭和25年)3月、天皇の民情視察を西の丸(現徳島市体育館)にお迎えする。

1952年(昭和27年)、徳島市富田中学校に吹奏楽部が誕生(撫養光男)し、本格的バンドとして急速に成長し、県下及び四国の吹奏楽の活性、レベル向上に寄与した。

1955年(昭和30年)9月、第2回徳島県学校器楽コンクール(主催 県教育委員会・県音楽教育連盟)が開かれ、合奏の部において城西・富田両中学校ともに第1位となる。課題曲は行進曲「トム・タフ」。

1956年(昭和31年)、徳島市民樂団誕生。第3回県学校器楽コンクールでは、合奏の部で富田中学校(撫養光男・40名)が第1位となる。また、この年全関西吹奏楽コンクールに、城西中学校(川井能之・45名)が参加して第3位に入賞。(このときまで徳島県吹奏連盟加盟団体は、関西連盟に所属していた。)

1957年(昭和32年)、四国吹奏連盟が誕生。事務局を徳島市八百屋町、朝日新聞社徳島支局(事務局長・撫養光男)に置き、連盟発足記念行事として徳島市において四国吹奏連盟及び朝日新聞社主催により、四国4県合同の市中パレードと記念演奏会が行われた。また、これを機に、県吹奏連盟も新しく結成され、活動も次第に活発となった。加盟団体数は、小学校1、中学校19、高等学校5、職場・一般9の計34団体である。内訳は次のとおり。

- 小学校 1 新町
- 中学校 19 徳島、徳大附属、富田、城西、坂野、名東第一、板野、鴨島町第一、高浦、神領、椿町、大野、富岡、脇町、江原、穴吹、日和佐、牟岐、鳴門市第一
- 高等学校 5 徳島商業、城北、城南、県立水産、阿波
- 大学 1 徳島大学
- 職場 4 東邦レーヨンKK、日本専売公社徳島工場、国鉄徳島運輸部、徳島県警察本部
- 一般 4 天理教青年会国光分会、富田中学校O B、城西中学校O B、徳島市民音楽団

この年、第1回四国コンクールが高松市で開催され、中学校の部で富田中学校吹奏楽部が、また一般の部で天理教青年会国光分会が優勝し、全日本コンクールに初出場の栄冠を獲得した。徳島県連盟は当時事務局をNHK徳島放送局に置いていたが、のちに富田中学校、八万中学校、加茂名中学校と変遷し、理事長も昭和32~43年の間に川井能之(八万中)、馬木芳雄(教育委員会)、荒井孝正(教育委員会)、近藤哲司郎(徳大教授)、佐藤雄四郎(中学校長)、石井茂一(中学校長)と受け継がれ、事務局も撫養光男(富田中)、太田一(加茂名中)の諸氏がこれにあつた。

昭和34年、徳島市にて四国吹連主催の皇太子御成婚記念奉祝市中大行進ならびに演奏会が、高知・香川両県の参加を得、盛大に行われた。

1963年(昭和38年)夏、県吹奏連盟主催による第1回交換発表会を徳島市富田中学校で開催、県下より各都市代表11団体、450名が参加しそれぞれの熱演を披露した。

1964年(昭和39年)、第5回全日本学校吹奏楽研究協議会が、同研究会主催で文部省・徳島県教育委員会・徳島市教育委員会・四国及び徳島県吹奏連盟の後援にて、夏休みの3日間、徳島市を中心に盛大に行われ、全国の学校吹奏楽指導者並びにサマーキャンプ参加の高校生多数が参加し、研究発表、実技講習、秋山紀夫・石井歓両講師による講習、また今津中学校吹奏楽部の招待演奏、協議会など意義ある研究会を終えた。

1971年(昭和46年)、四国で高校総体が行われ徳島県鳴門陸上競技場における開会式には、県連盟加盟の中・高バンド約800名が参加し式典を盛り上げた。

1971年(昭和46年)以降、毎年吹奏楽トップコンサートを催すことになる。また、48年に理事長 撫養光男が着任し、管楽器によるアンサンブルコンテスト活動の促進のため、第1回アンサンブル・コンテストを催し、70余りのチームの参加を得た。(以後毎年2月に開催される)

1973年(昭和48年)、全日本吹連が社団法人となり、四国吹連は全日本の支部となる。従って県吹連も四国支部の中の県連盟となる。役員は理事長 岩崎哲(中学校長)事務局長 糸谷安雄(富田中)の新メンバーで連盟推進のため種々講習会を開催した。

1976年(昭和51年)度より加盟団体の増大により、トップコンサートは全日本吹連の主唱する吹奏楽の日にあわせて催すことになり、県内3地区に分け、東部・西部・北部の各地で終日実施され、文字どおり吹奏楽の日として生まれ変わった。また、この年社団法人となって初めて四国吹連コンクールを徳島市で開催する運びとなり、四国各県より多数の参加を得、徳島県より7団体が参加した。

1977年(昭和52年)度理事長 撫養光男が勤務地の都合により辞任し、島幸良(佐那河内中)を理事長に、事務局 糸谷安雄、常任理事 岡本恵美子・中島昌江、西田深春・原田裕子の諸氏で連盟活動を啓発することになった。新しくは昭和52年度四国コンクールに城南高校が初出場し、金賞を得た。また、富田中学校は四国コンクール開始以来24回のうち20回まで四国第1位となり、そのうち55年度の全国コンクール(秋田大会)では金賞を受賞するなどの活躍をした。

1979年(昭和54年)、理事長は内藤皓善(中学校長)となり県吹連規約の整備に取りかかる。組織を合理化して仕事の分業を図り、能率アップによって連盟の機能向上を目指すことを目的に吹奏楽コンクールを第1事業部、アンサンブルコンテストを第2事業部、講習会関係を第3事業部として新たに発足した。その後、理事長は斎藤純(中学校長)、忠津幸生(中学校長)と交代してそれぞれ連盟の発展に努力した。連盟発足以来、幾度かの困難と障害を乗り越えて今日の発展をもたらしたのは歴代役員の熱意と努力のたまものである。

1985年(昭和60年)、理事長 久木吉春(徳島市教育長)になる。

1983年(昭和63年)、マーチング部門の第4事業部を加えて今後の躍進のために尽力するつもりである。

「全日本吹奏連盟50年史より(発行:全日本吹奏連盟)」 文責: 当時 徳島県吹奏連盟理事長 糸谷 安雄

3 平成に入って

1991年(平成3年)理事長 浅野 司郎(当時、林崎小学校校長)になる。
1994年(平成6年)理事長 糸谷 安雄(当時、木頭小学校)になる。
1995年(平成7年)理事長 川人 伸二(徳島文理大学教授)になる。
2000年(平成12年)理事長 糸谷 安雄(当時、富田中学校校長)になる。
2000年(平成12年)連盟公式ホームページの運営が開始される。
2001年(平成13年)規約や内規の整理を行う。
2002年(平成14年)8月3日(土)、4日(日) 吹奏楽コンクール50回を記念し、3日(土)グレイス・プラス・アンサンブルの招待演奏、4日(日)に一般部門出場団体による合同演奏を行う。
2003年(平成15年)財務部が加えられ、各事業部の会計の統一を図る。
2003年(平成15年)5月11日(日) 第1回四国吹奏楽バンドフェスティバルが香川県で開催され、BMS ウィンドアンサンブルが出演。(隔年開催へ)
2004年(平成16年)8月3日(火)第28回全国高等学校総合文化祭～吹奏楽部門～が徳島(鳴門市文化会館)で初めて開催される。
2006年(平成18年)会長 糸谷 安雄(当時、徳島文理大学講師)、理事長 松浦 孝憲(当時、富田中学校教頭)になる。
2006年(平成18年)5月13日(土)、14日(日)大阪市音楽団の演奏会を招致、企画、運営。演奏会は徳島市立文化センター、講習会は富田中学校で開催。
2007年(平成19年)昨年に引き続き、6月23日(土)、24日(日)に大阪市音楽団の演奏会を招致、企画、運営。演奏会は徳島文理大学むらさきホール、講習会は富田中学校で開催。
2007年(平成19年)10月27日(土)第22回国民文化祭・とくしま2007吹奏楽の祭典が徳島文理大学むらさきホールで開催される。
2009年(平成21年)5月24日(日)徳島県吹奏楽連盟創立70周年記念式典をホテルグランドパレス徳島にて挙行される。
2009年(平成21年)5月29日(金)・30日(土)ホテルクレメント徳島において全日本吹奏楽連盟総会が開催される。
2009年(平成21年)8月2日(日)徳島県吹奏楽連盟創立70周年記念事業の一環として、吹奏楽コンクール徳島県大会にて一般部門出場団体による合同演奏を行う。
2010年(平成22年)5月23日(日)徳島県吹奏楽連盟創立70周年記念事業の一環として、“とくしま吹奏楽フェスティバル”があわぎんホール(徳島県郷土文化会館)にて開催される。出演団体はBMS ウィンドアンサンブル、徳島吹奏楽団、吹奏楽団アババイ。
2011年(平成23年)徳島アンサンブルコンテストの予選を徳島県立総合教育センターにおいて行う。(中学校の部)
2012年(平成24年)11月4日(日)第27回国民文化祭・とくしま2012吹奏楽の祭典が鳴門市文化会館大ホールで開催される。
2014年(平成26年)5月11日(日)大阪桐蔭高等学校吹奏楽部を招待して、特別演奏会を開催。
2015年(平成26年)吹奏楽コンクールにおいて、高校生有志における合同演奏を松浦理事長指揮で行う。参加校は県立城南高等学校、県立城ノ内高等学校、県立徳島北高等学校、県立徳島商業高等学校、県立小松島高等学校、県立小松島西高等学校、県立鳴門高等学校、県立鳴門渦潮高等学校、県立脇町高等学校から希望者が集まつた。
2015年(平成27年)龍谷大学と共に「吹奏楽フェスタ in 徳島」を開催。県立城南高等学校、県立城北高等学校、県立城ノ内高等学校、県立徳島商業高等学校がジョイントコンサートに出演。また、6月13日(土)鳴島第一中学校・那賀川中学校において楽器別講習会、14日(日)鳴門市文化会館において演奏会を開催。
2015年(平成27年)徳島アンサンブルコンテストの予選を徳島県立鳴門高等学校において行う。(高等学校の部)
2016年(平成28年)龍谷大学を招待し、「吹奏楽フェスタ in 徳島」を鳴門市文化会館において開催。県立城南高等学校、県立徳島北高等学校、県立徳島商業高等学校、BMS ウィンドアンサンブルがジョイントコンサートに参加。
2017年(平成29年)四国吹奏楽指導者講習会に大阪府立淀川工科高等学校吹奏楽部を招待し、特別演奏会を鳴門市文化会館において開催。モデル校を県立徳島商業高等学校が務めた。
2017年(平成29年)「吹奏楽フェスタ in 徳島」を鳴門市文化会館において開催。三好市立山城中学校、県立名西高等学校、県立城ノ内高等学校、徳島市国府中学校、県立徳島商業高等学校、BMS ウィンドアンサンブルが参加した。
2017年(平成29年)茨城県立大洗高等学校マーチング部を招待し、特別演奏会を鳴門市民会館において開催。
2018年(平成30年)龍谷大学と共に「吹奏楽フェスタ in 徳島」を開催。鳴門市文化会館において、6月9日(土)課題曲講習会、10日(日)演奏会を開催。徳島市八万中学校、県立城南高等学校、県立城ノ内高等学校、県立徳島商業高等学校がジョイントコンサートに出演。
2019年(令和元年)徳島県吹奏楽連盟創立80周年記念行事として、「吹奏楽フェスタ in 徳島」をあわぎんホール(徳島県郷土文化会館)を会場に二日間にわたって開催。一日目は、職場・一般部門から吹奏楽団アババイ、徳島吹奏楽団、BMS ウィンドアンサンブルと、招待演奏としてTokushima Indigoes Drum&Bugle corpsの4団体によるコンサートを開催。二日目は、徳島市国府中学校、徳島市八万中学校、県立名西高等学校、県立城南高等学校の単独ステージと本県出身の三宅孝典先生の指揮で中高生選抜バンドである“すだちバンド”的コンサートを開催。併せて、過去徳島県吹奏楽連盟の運営に尽力された役員の方を表彰した。また、各種大会において、20年以上指揮や奏者として出場された方を表彰した。

文責：当時 徳島県吹奏楽連盟事務局長 稲垣 達也

徳島県吹奏楽連盟規約

第一章 総 則 (名 称)

第1条 本連盟は徳島県吹奏楽連盟という。

(事 務 局)

第2条 本連盟は事務局を事務局長の属する場所におく。

第二章 目的及び事業 (目 的)

第3条 本連盟は全日本吹奏楽連盟の掲げる目的に則し、徳島県の吹奏楽の普及向上に寄与するとともに団体相互の親睦をはかることを目的とする。

(事 業)

第4条 本連盟は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) コンクール・コンテストなどの開催
- (2) 吹奏楽祭の開催
- (3) 講習会の開催
- (4) 会報発行等情報の伝達
- (5) その他本連盟が認めた事業

第三章 加盟資格 (資 格)

第5条 本連盟への加盟資格は徳島県に所在地をもつ小学生、中学生、高等学校、大学、職場、一般のアマチュア団体で所定の手続きをすることによって取得する。

2 本連盟に加盟することによって四国吹奏楽連盟及び全日本吹奏楽連盟へ自動的に加盟することになる。

第四章 役 員 (役 員)

第6条 本連盟は次の役員を置く。

理 事 長	1名
副 理 事 長	若干名
事 務 局 長	1名
事 務 局 次 長	若干名
財 務 部 長	1名
財 務 部 次 長	1名
事 業 部 長	4名
事 業 部 次 長	各事業部に1名
事 業 部 会 計	各事業部に1名
事業部運営委員監	各事業部に必要とされる人数
事 事	2名程度

(役員の選出)

第7条 役員は次の方法にて決定する。

- (1) 理事長は総会で選挙により選出する。
- (2) 副理事長、事務局長、事務局次長、財務部長、事業部長、監事は理事長が委嘱する。
- (3) 理事は副理事長、事務局長、事務局次長、財務部長、各事業部長をあてる。
- (4) 事業部運営委員は理事会で選出し、総会で承認する。

(役員の職務)

第8条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 理事長は本連盟を代表し、その運営を統括する。
- (2) 副理事長は理事長を補佐し、理事長不在のときはその任務を代行する。
- (3) 事務局長は運営全般の事務的掌理にあたる。
- (4) 事務局次長は事務局長を補佐する。
- (5) 財務部長は本連盟の経理を担当する。
- (6) 財務部次長は財務部長を補佐する。
- (7) 事業部長は事業部会を組織し、本連盟の運営事業に必要な事項について審議し、理事会の決定に基づき、日常の事務及び事業の執行に従事する。
- (8) 事業部次長は事業部長を補佐する。
- (9) 事業部会計は事業部の経理を担当する。
- (10) 監事は本連盟の会計を監査する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は次のとおりとする。

- (1) 役員の任期は2年間とし、再任を妨げない。
- (2) 補欠または増員により選任された役員の任期は、残任期間とする。

第五章 会長及び顧問 (会長)

第10条 理事会の決議により名誉会長、会長をおくことができる。

(履歴 顧問)

第11条 理事会の決議により顧問をおくことができる。

第六章 会議 (会議の種類)

第12条 本連盟の会議は、総会・理事会・事業部会とし、理事長がこれを招集する。

(総会 会)

第13条 総会は次の事項を議決する。

- (1) 事業計画・事業報告・及び収支決算についての事項
- (2) 規約の規定及び変更に関する事項
- (3) その他本連盟に関する事項で理事会で必要と認める事項

(理事会)

第14条 理事会は、理事長・副理事長・事務局長・事務局次長・財務部長・事業部長をもって構成し、次の事項を審議する。

- (1) 総会に提案する議案の起草、報告事項の作成、会議運営の準備に関すること。
- (2) 総会より委任された事項の決定及び変更に関する承認
- (3) 第5章に関する承認
- (4) その他重要事項の承認
- (5) 緊急事項に対する対処

(事業部会)

第15条 事業部会は事業部運営委員をもって構成する。

第16条 本連盟に次の事業部を置く。理事長は必要に応じてこれを招集し、事業を遂行する。

- (1) 第一事業部(吹奏楽コンクール)
- (2) 第二事業部(アンサンブルコンテスト)
- (3) 第三事業部(マーチングコンテスト、小学生バンドフェスティバル)
- (4) 第四事業部(講習会、吹奏楽祭)

第17条 事業部会で検討、執行すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 事業の企画、運営の立案とその執行
- (2) 予算に関する事項
- (3) その他事実に関する必要事項

(会議の進行と定足数)

第18条 各会議の進行は次のとおりとする。

- (1) 総会の議長は互選とする。
- (2) 理事会の進行は事務局長とする。
- (3) 事業部会の進行は事業部長とする。

第19条 各会議の定足数は構成人員の過半数とする。総会の出席は委任状をもって当てる事ができるが、役員の投票権はない。

第20条 会議の決議事項は、出席者の過半数の賛成によって議決される。可否同数の場合は議長の決定による。

第七章 会計 (経費の支弁)

第21条 本連盟の経費は、各団体の負担金・補助金・寄付金・その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第22条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

付 則

平成15年4月20日	全面改定
平成16年4月18日	改定 財務部の設置
平成21年4月19日	改定 事務局次長の人数
平成28年4月21日	改定 財務部次長・事業部次長・事業部会計の追加
令和5年4月22日	第5条改定「中学校を中学生に」

徳島県吹奏楽連盟加盟団体に関する登録規定

会員に関する細則(全日本登録規定)により徳島県吹奏楽連盟への加盟に関する登録規定を次のとおり定める。

第1章 加盟の手続

第1条 徳島県吹奏楽連盟に加盟する団体は、全日本吹奏楽連盟定款・四国吹奏楽連盟規約・徳島県吹奏楽連盟規約およびその他の施行細則のすべてを承認するものとする。

第2条 加盟する吹奏楽団は徳島県吹奏楽連盟に所属するものとする。

第3条 加盟しようとするときは次の各号をそろえて徳島県吹奏楽連盟事務局に申請するものとする。

- (1) 加盟の申込書(会員連盟の所定書式による)
- (2) 会員連盟で請求する書類
- (3) 吹連加盟費

第2章 加盟の資格

第4条 管打楽器による吹奏楽の活動をすすめている楽団であること。

第5条 年間を通じ定期的に練習または演奏活動を行っている楽団であること。

第6条 一般部門の団員資格は音楽大学学生・音楽大学出身者などの立場を問わない。

第7条 同一人が複数の団体の構成員となることはできる。ただしコンクール出場などの場合にはコンクールなど実施規定の定めるところによる。

第8条 演奏行為に対して楽団員に報酬を支払うことのないアマチュアの楽団であること。職業演奏団体は加盟することができない。

第9条 音楽大学、音楽専攻の学部、音楽の専門高校、音楽専門学校の団体は加盟することができない。

第3章 部 門

第10条 部門は小学生、中学生、高等学校、大学、職場・一般とする。

第11条 学校教育法に基づく小学生、中学生、高等学校、大学、またはこれに準ずる学校の団体は前項のそれぞれの部門に所属するものとする。

第12条 大学部門の楽団は単一の大学名で加盟し、各学部ごとに登録することはできない。ただし県を異にする地域に設置された学部の場合はその地域名を冠して加盟することができる。

第13条 職場部門の楽団は同一の公共団体職員および同一の企業内社員により構成された楽団とする。ただし同一職場名であっても府県を異にする職域にある樂団は、その地域名を冠して加盟することができる。

第14条 各種学校・専修学校・職業訓練校などの楽団は原則として一般の部に所属するものとする。

第15条 次の樂団は頭記の部門に所属する。

- (中学部門) 中学生と小学生の混成樂団
- (高校部門) 高校生と中学生の混成樂団
- (大学部門) 大学生と高校生または中学生の混成樂団、短期大学・高等専門学校の樂団

第4章 義 務

第16条 連盟に新たに加盟を希望する楽団は入会金としての加盟費(徳島県吹奏楽連盟で定めた額)を納入すること。

第17条 連盟に加盟している楽団は毎年5月末までに徳島県吹奏楽連盟に連盟費を納入すること。

第18条 登録事項の変更があった場合には1ヵ月以内に書面で徳島県吹奏楽連盟事務局に届け出ること。

第19条 総会など会議に出席し、徳島県吹奏楽連盟が主催する行事に積極的に参加・協力すること。

第5章 退会・除名

第20条 徳島県吹奏楽連盟に加盟登録された団体は次の各項により退会するか除名されない限り継続登録されるものとする。

第21条 退会しようとする団体はその理由を付し書面で退会届を提出するものとする。

第22条 連盟費を3年以上滞納した団体は任意に退会したものとする。

第23条 加盟団体が次の各号のいずれかに該当したときは、徳島県吹奏楽連盟理事会の議決を経て徳島県吹奏楽連盟理事長がこれを除名することができる。

- (1) 加盟団体員としての義務に違反したとき。
- (2) 吹奏楽連盟の名誉を傷つけ、または目的に反する行為のあったとき。
- (3) 楽団内において法律・学則に違反する行為があり公にされたとき。

第24条 退会・除名のあった場合には会員連盟は四国吹奏楽連盟および全日本吹奏楽連盟に文書で報告する。

第25条 既納の会費は如何なる事由があっても返還しない。

第26条 除名された団体は、3年以上を経たのち徳島県吹奏楽連盟理事会の承認を得て再加盟することができる。

第6章 付 貝I

第27条 この規定は理事会の議決を経なければ変更することができない。

平成15年4月20日 全面改定

平成16年4月18日 名称などを改定

令和3年4月17日 第22条、第26条を改定

令和5年4月22日 第10・11・15条 改定「中学校を中学生に」

徳島県吹奏楽連盟会計に関する規定

(財務部)

第1条 財務部は本連盟の会計を統括し、財務部は財務部長の属する場所におく。

第2条 財務部運営委員は、各事業部会系担当者があたる。

(県内旅費規定)

第3条 理事会・事業部会で旅費を支給する場合は、1, 000円とする。

(県外旅費規定)

第4条 四国吹奏楽連盟および全日本吹奏楽連盟より出席指示がある場合の会議および徳島県吹奏楽連盟が派遣する行事で旅費日当を支給する場合は次のとおりとする。

- (1) 予算基準は県旅費規定を適用する。
(2) 四国吹奏楽連盟および全日本吹奏楽連盟より出席指示がある場合の会議については同連盟が負担する額に不足する額のみ支給する。

(諸費支払規定)

第5条 コンクールやコンテスト、講習会のスタッフの日当(交通費込み)は次のとおりとする。

- (1) 社会人及び大学生・・・5, 000円以内
(2) 高校生以下(大会市町村内)・・・1, 000円以内
(3) 高校生以下(大会市町村外)・・・2, 000円以内

(講習会指導料及びコンクール・コンテスト審査料規定)

第6条 講習会指導料及び審査料については、各事業部会で決定する。

(慶弔費・見舞金規定)

- 第7条 1 慶事・弔辞に対しては別に定めのある場合を除きこの規定の定めるところによる。
2 弔辞の香典は次のとおりである。

対象	本人(香典)	(供花)	配偶者(香典)	(供花)
顧問、会長、理事長、副理事長、事務局長、事務局次長、各事業部長、財務部長	20, 000円	贈る	10, 000円	贈る
事業部運営委員	10, 000円	贈る	5, 000円	贈る

その他の親族(一親等)についても弔意を表すことができる。

3 その他、連盟に功績のあった者の慶弔については理事長が別に定める。

4 顧問、会長、役員が病気などで2週間以上療養したときの見舞金は10, 000円とする。長期にわたる場合は理事長が定める。

5 徳島県吹奏楽連盟が主催する事業・会議及び校務出張中に事故などにあった場合の見舞金は理事長が定める。

平成15年4月19日 制定
平成16年4月18日 改定
平成24年6月18日 改定
平成25年4月20日 改定

徳島県吹奏楽連盟表彰規定

(功 労 賞)

1 学生・生徒・児童

第1条 当該年度小学生・中学生・高等学校・大学の新規卒業生で本県の吹奏楽の発展に貢献したと認められるものに対し、功労賞を授与する。

第2条 功労賞は1校1名とする。

第3条 功労賞は学校の顧問が推薦し、理事長が承認する。

第4条 功労賞の賞状は事務局が作成し、各学校に送付する。

2 演奏者・指導者・顧問・その他

第5条 本連盟会員及び吹奏楽関係者の中で、本連盟に対して著しく功労のあった者に贈る。

第6条 本連盟主催行事に参加した年数が20年から10年ごとに贈る。

- (1) 演奏者の場合の功労賞は年度末に自己申告し、理事長が承認する。
- (2) 指導者・顧問の場合の功労賞は理事会で提案し、理事長が承認する。

3 連盟役員

第7条 本連盟役員の中で、本連盟に対して著しく功労のあった者に贈る。

(1) 理事長・副理事長・事務局長・事務局次長・各事業部長を10年務めたごとに贈る。

(2) 各事業部理事は15年務めたごとに贈る。

(2) その他、連盟に功労があったと認められた場合、理事会で提案し、理事長が承認する。

平成15年4月20日 全面改定
令和5年4月22日 第1条改定「中学校を中学生に」

高位多数順の説明

- 《1》1位を多く獲得した順とする。
 《2》1位の獲得数が同数で決まらない場合は、該当団体だけについて2位を多く獲得した順とし、以下決定するまで同様の判断を最下位まで繰り返す。
 《3》それでもなお同条件の団体ある場合は、該当の団体だけについて1位から順に順位をつけ直し(もとの順位が入れ替わらないよう)して、高順位多数順を最初から適用する。
 《4》それでもなお同条件の団体がある場合には、予め決めておいた審査員長が該当の団体の中でもっとも高位につけた団体に決定する。
 《5》同点団体の中から複数団体を選抜する場合には、順位の上位から順に選抜する。
 注意：まず1団体を選抜し、残りの団体に1位からの順位をつけ直して判断することはしない。

《1》から判断する。そして《2》《3》～適用する。

例 1

各審査員ごとの1位の数の一番多いAが総合1位となる。－《1》を適用－
 総合2位以下については、この表のままで再度《1》から判断していく。

審査員 団体	ア	イ	ウ	エ	オ	1位 の数	総合 順位
A	1	3	4	1	2	2	①
B	4	4	3	3	1	1	④
C	3	1	2	2	4	1	③
D	2	2	1	4	3	1	②

CとDについては、《1》《2》でも決まらないので、《3》を適用

例 2

AとDが1位を2つずつ獲得しているので、その2団体について2位の数を見ると、これも1つずつなので3位の数を見る。
 3位の数はAが1つで、Dが2つなのでDが総合1位となる。－《2》－

審査員 団体	ア	イ	ウ	エ	オ	1位 の数	2位 の数	3位 の数	総合 順位
A	1	1	3	2	4	2	1	1	②
B	4	3	4	1	3	1		2	③
C	2	4	2	4	2		3		④
D	3	2	1	3	1	2	1	2	①

例 3－1

AとCの2団体については、1位～3位までの数が同じなのですべてが同条件ということになる。

審査員 団体	ア	イ	ウ	エ	オ	1位 の数	2位 の数	3位 の数	総合 順位
A	1	1	3	2	3	2	1	2	
B	2	2	3	1	2	1	3	3	③
C	3	2	1	3	1	2	1	2	

例 3－2

－AとCだけで順位を整理する(高位の方を1位、下位の方を2位とする)と、Aの方が1位が多いのでAが総合1位となる。
 《3》

審査員 団体	ア	イ	ウ	エ	オ	1位 の数	総合 順位
A	1	1	2	1	2	3	①
C	2	2	1	2	1	2	②

例 4

A～Eはすべてが同条件となるので、審査員長(ここではウを審査員長とする)がもっとも高位につけているDが1位となる。
 2位以下については、元の順位の表を用いて、《1》から順に適用する。

審査員 団体	ア	イ	ウ	エ	オ	1位 の数	2位 の数	3位 の数	4位 の数	5位 の数	総合 順位
A	1	2	3	4	5	1	1	1	1	1	③
B	2	3	4	5	1	1	1	1	1	1	④
C	3	4	5	1	2	1	1	1	1	1	⑤
D	4	5	1	2	3	1	1	1	1	1	①
E	5	1	2	3	4	1	1	1	1	1	②
F	6	6	7	6	7						⑥
G	7	7	6	7	6						⑦

全日本吹奏楽コンクール徳島県大会(全国大会に通じる部門)実施規定

(総 貝引)

第1条 このコンクールは、徳島県内における吹奏楽の普及・向上を計ることを目的とするが、合わせて全日本吹奏楽コンクール四国支部大会の徳島県予選も兼ねるものとする。

第2条 全日本吹奏楽コンクール徳島県大会は、この連盟に加盟している団体が参加し、毎年7月下旬、もしくは8月上旬に実施する。

第3条 実施会場は、その年ごとに徳島県吹奏楽連盟理事会でこれを定める。

第4条 理事会は、毎年4月末日までに、全日本吹奏楽コンクール実施規定、全日本吹奏楽コンクール四国支部大会実施規定、全日本吹奏楽コンクール徳島県大会実施規定に基づいて、実施会場・開催日時などの必要事項を決定する。

(実施部門および参加人数)

第5条 参加部門は次のとおりにし、参加団体は所属する部門に参加するものとする。

(1) 中学生A部門 (2) 高等学校A部門 (3) 大学部門 (4) 職場・一般部門

第6条 各部門の参加人数は、次のとおりとする。

(1) 中学生A部門 50名以内 (2) 高等学校A部門 55名以内

(3) 大学部門 55名以内 (4) 職場・一般部門 65名以内

2 このコンクールは、上記の参加人員を超えて出場することはできない。また、申込後の人数の変更はできない。

3 指揮者はこの人員に含まれない。

(資格)

第7条 各部門の参加資格は、次のとおりとする。

(1) 中学生A部門

構成メンバーは、中学校に在籍している生徒とする。

(同一経営の学園内、または同一団体内の小学生※1の参加は認める)

参加形態は以下の通りとする。

① 単独校 従来通りの参加形態

② 合同バンド

部員不足により、単独の学校単位で本大会に参加できない中学校が、校長の許可のもと編成する団体。

③ 地域バンド

任意の個人または団体が組織し、小学生※1、中学生※2で構成された団体。

注：部員不足により、学校単位で参加できなくなる小学生や中学生に参加の機会を広げる趣旨で合同バンドや地域クラブ等の参加を認める。

(2) 高等学校A部門

構成メンバーは、同一高等学校に在籍している生徒とする。

(同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒の参加は認める)

(3) 大学の部

同一の大学に在籍している学生（大学院生を含む）とする。ただし、管・打・コントラバス専攻学生の参加は認めない。

(4) 職場・一般部門

団体構成メンバーは次の8条に該当しない限り自由とする。ただし、職業演奏家の参加は認めない。

※1 小学生

学校教育法で定める小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校の小学部に在籍する児童をいう。

※2 中学生

学校教育法で定める中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校の中学部に在籍する生徒をいう。

2 その他、第7条第1項(1)～(3)に該当しない団体の参加については、第一事業部会でこれを検討し、理事会で参加の可否を決定する。

第8条 同一奏者が、二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。

2 課題曲と自由曲は同一のメンバーが演奏しなければならない。尚、楽器の持ち替えは認める。

第9条 指揮者の資格については制限しないが、同一部門において指揮することができるものは1団体とする。

2 課題曲・自由曲とも同一人が指揮すること。

第10条 参加団体の資格に疑義がある時は、出場を停止または入賞を取り消すことができる。

(課題曲・自由曲および演奏曲)

第11条 出場団体は、課題曲と自由曲を演奏して審査を受けるものとする。なお、課題曲のスコアに記譜された音・音域を変えて演奏することは認めない。もし、当日あるいは事後にこのことが判明した場合は、失格とする場合がある。

第12条 課題曲はスコアに指定された編成とする。

自由曲の編成は木管楽器、金管楽器、打楽器(擬音楽器を含む)とする。ただし、コントラバス・ピアノ・チェレスター・ハープの使用は認める。

※編成人数に満たない場合(課題曲で指定されているパートに欠員が生じている状態)は、その課題曲で指定された楽器内であれば代用することを認める。

第13条 課題曲・自由曲は、その年度毎の全日本吹奏楽コンクール実施規定に準ずる。

第14条 課題曲は、その年度毎に全日本吹奏楽連盟理事会で決定し発表されたものとする。

第15条 著作権の存在する楽曲を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けないでコンクールに出場することは認めない。

(演奏時間)

第16条 演奏時間は次のとおりとする。

- (1) 課題曲と自由曲を含めて12分以内とする。
- (2) 演奏時間とは、課題曲の演奏開始から自由曲の終了までの時間をいう。

第17条 演奏時間が超過した場合は失格とし、審査の対象としない。

第18条 部門順序は毎年理事会において決定する。ただし出演順序は、その年度の代表者打合会(抽選会)において決定する。

(審査および表彰)

第19条 このコンクールの審査員は事務局長・第一事業部長より候補者(県外の専門家)を選出し、理事会で決定、これを理事長が委嘱する。

2 審査員の数は原則として5名とする。

3 審査方法は、理事会の定める全日本吹奏楽コンクール徳島県大会審査内規による。

第20条 表彰は各部門ごとに次のとおりとする。
金賞・銀賞・銅賞とする。

(全日本吹奏楽コンクール四国支部大会への選出)

第21条 四国支部大会への県代表団体数は、次のとおりとする。ただし、同一校からの四国支部大会への推薦はA B両部門合わせて1団体までとする。また、参加団体の少ない部門については、理事会で検討する。

- (1) 中学生A部門 4団体
- (2) 高等学校A部門 3団体
- (3) 大学部門 1団体
- (4) 職場・一般部門 1団体

ただし、職場・一般部門は出場団体数が4を越えた場合、2団体推薦することができる。

第22条 全日本吹奏楽コンクール四国支部大会への徳島県選出は次のとおりとする。

- (1) 理事長は演奏審査の結果、中学生A部門、高等学校A部門、大学部門、職場・一般部門について、金賞の上位団体より代表権を与える。
- (2) 中学生A部門、高等学校A部門、大学部門、職場・一般部門における代表数は、全日本吹奏楽コンクール四国支部大会規定による。

第23条 コンクール実施にあたっては理事会が必要と認めた場合は、共催または後援団体をもつことができる。また、賞状・賞品の贈与受けることができる。

(参加分担金)

第24条 各部門の参加分担金は、総会で決定する。

(その他)

第25条 本体会の役員は原則として次のとおりとする。

- 大会長.....理事長
- 副大会長.....朝日新聞社
- 運営委員長.....事務局長
- 実行委員長.....第一事業部長
- 実行委員.....第一事業部運営委員、出演団体代表者

第26条 全日本吹奏楽コンクール徳島県大会役員は、その年度毎に代表者打合会(抽選会)で決定し、理事長が委嘱する。

第27条 実行委員長は、大会長および運営委員長と連携を密にして実行委員会を運営する。

第28条 このコンクールの運営経費は、次によってまかなわれる。

- (1) 参加分担金 参加団体より
- (2) その他 広告料、撮影、録画、録音権料など

第29条 会場内で演奏および審査の妨げになる行為、ならびに著作権法上問題になる行為(写真撮影、録音・録画)はこれを禁止する。ただし、本連盟の許可を得たものはこの限りでない。

第30条 コンクールに出場しようとする団体は、この連盟の定められた所定の申込書によって実行委員会の定めた締切日を厳守して申し込まなければならない。

第31条 出場の申込をした団体の代表者(代理を認める、ただし成人に限る)は、実行委員会の定める代表者打合会(抽選会)に出席しなければならない。

第32条 その他全日本吹奏楽コンクール徳島県大会開催上の細目については実行委員会において定める。

第33条 この規定は全日本吹奏楽コンクール規定、全日本吹奏楽コンクール四国支部大会規定の改定・本連盟の理事会の議決により改定することができる。

昭和 62 年 6 月 21 日	改定
平成 3 年 5 月 17 日	改定
平成 7 年 4 月 23 日	改定
平成 8 年 4 月 21 日	改定
平成 13 年 4 月 22 日	全面改定
平成 15 年 4 月 20 日	第6条の(5)を改定
平成 21 年 4 月 19 日	第5・6・20・21条を改定
平成 25 年 4 月 20 日	第9・11条改定、第11条追加、第34条削除
平成 27 年 4 月 29 日	第21条の(5)を追加
平成 29 年 4 月 22 日	第24条改定
令和 3 年 4 月 17 日	第7条(3)を改定
令和 4 年 4 月 23 日	第24条を改定
令和 5 年 4 月 22 日	第5・6・7・21・22条改定「中学校を中学生に」
令和 7 年 5 月 30 日	第7条を改定

全日本吹奏楽コンクール徳島県大会B部門実施規定

(総 貝引)

第1条 このコンクールは徳島県内における吹奏楽の普及・向上を図ることを目的とする。

第2条 全日本吹奏楽コンクール徳島県大会は、この連盟に加盟している団体が参加し、毎年7月下旬、もしくは8月上旬に実施する。

第3条 実施会場は、その年ごとに徳島県吹奏楽連盟理事会でこれを定める。

第4条 理事会は、毎年4月末日までに、全日本吹奏楽コンクール四国支部大会実施規定、全日本吹奏楽コンクール徳島県大会実施規定に基づいて、実施会場・開催日時などの必要事項を決定する。

(実施部門および参加人数)

第5条 参加部門は次のとおりにし、参加団体は所属する部門に参加するものとする。

(1) 中学生B部門 (2) 高等学校B部門

第6条 各部門の参加人数は、次のとおりとする。

(1) 中学生B部門 20名以内 (2) 高等学校B部門 20名以内
2 このコンクールには、上記の人数を超えて出場することはできない。原則として、申込後の人数の変更はできない。
3 指揮者はこの人員に含まれない。

(資格)

第7条 各部門の参加資格は、次のとおりとする。

(1) 中学生B部門

構成メンバーは、中学校に在籍している生徒とする。

(同一経営の学園内、または同一団体内の小学生※1の参加は認める)

参加形態は以下の通りとする。

① 単独校 従来通りの参加形態

② 合同バンド

部員不足により、単独の学校単位で本大会に参加できない中学校が、校長の許可のもと編成する団体。

③ 地域バンド

任意の個人または団体が組織し、小学生※1、中学生※2で構成された団体。

注：部員不足により、学校単位で参加できなくなる小学生や中学生に参加の機会を広げる趣旨で合同バンドや地域クラブ等の参加を認める。

(2) 高等学校B部門

構成メンバーは、同一高等学校に在籍している生徒または同一県内の合同演奏可能な団体(吹奏楽連盟に加盟している小・中・高等学校の児童生徒で各校長が合同演奏を認めた団体)に限る。

※1 小学生

学校教育法で定める小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校の小学部に在籍する児童をいう。

※2 中学生

学校教育法で定める中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校の中学部に在籍する生徒をいう。

2 その他、第7条第1項(1)～(3)に該当しない団体の参加については、第一事業部会でこれを検討し、理事会で参加の可否を決定する。

第8条 同一奏者が、二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。

第9条 指揮者の資格については制限しないが、同一部門において指揮することができるのは1団体とする。

2 曲ごとに指揮者が変わることも認める。

第10条 参加団体の資格に疑義がある時は、出場を停止または入賞を取り消すことができる。

(演奏曲)

第11条 演奏曲は、木管楽器・金管楽器、打楽器(擬音楽器を含む)を主体とした編成とする。

2 電子楽器などは楽譜に指定されている場合は使用してもかまわない。

3 マイクは使用しない。

第12条 演奏曲は、任意の曲(複数可)とする。

第13条 著作権の存在する楽曲(ポップスを含む)を編曲して演奏する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けないでコンクールに出場することは認めない。

(演奏時間)

第14条 演奏時間は、任意の曲(複数可)を8分以内で演奏する。

第15条 演奏時間が超過した場合は失格とし、審査の対象としない。

第16条 部門順序は毎年理事会において決定する。ただし出演順序は、その年度の代表者打合会(抽選会)において決定する。

(審査および表彰)

第17条 このコンクールの審査員は理事長、事務局長より候補者(県外の専門家)を選出し、理事会で決定、これを理事長が委嘱する。

2 審査員の数は原則として5名とする。

3 審査方法は、理事会の定める全日本吹奏楽コンクール徳島県大会B部門審査内規による。

第18条 表彰は各部門ごとに次のとおりとする。

金賞・銀賞・銅賞とする。

(全日本吹奏楽コンクール四国支部大会への各県からの参加口数)

第19条 全日本吹奏楽コンクール四国支部大会への県代表出場団体数は、次のとおりとする。ただし、同一校からの四国支部大会への推薦はAB両部門合わせて1団体までとする。また、参加団体の少ない部門については、理事会で検討する。

(1) 中学生B部門 3団体

(2) 高等学校B部門 2団体

第20条 コンクール実施にあたっては理事会が必要と認めた場合は、共催または後援団体をもつことができる。また、賞状・賞品の贈与を受けることができる。

(参加分担金)

第21条 各部門の参加分担金は、総会で決定する。

(その他)

第22条 本大会の役員は原則として次のとおりとする。

大会長……………理事長

副大会長……………朝日新聞社

運営委員長……………事務局長

実行委員長……………第一事業部長

実行委員……………第一事業部運営委員、出演団体代表者

第23条 全日本吹奏楽コンクール徳島県大会役員は、その年度毎に代表者打合会(抽選会)で決定し、理事長が委嘱する。

第24条 実行委員長は、大会長および運営委員長と連携を密にして実行委員会を運営する。

第25条 このコンクールの運営経費は、次によってまかなわれる。

(1) 参加分担金 …… 参加団体より

(2) その他 …… 広告料、撮影、録画、録音権料など

第26条 会場内で演奏および審査の妨げになる行為、ならびに著作権法上問題になる行為(写真撮影、録音・録画)はこれを禁止する。ただし、本連盟の許可を得たものはこの限りでない。

第27条 コンクールに出場しようとする団体は、この連盟の定められた所定の申込書によって実行委員会の定めた締切日を厳守して申し込まなければならない。

第28条 出場の申込をした団体の指揮者(代理を認める、ただし成人に限る)は、実行委員会の定める代表者打合会(抽選会)に出席しなければならない。

第29条 その他全日本吹奏楽コンクール徳島県大会開催上の細目については実行委員会において定める。

第30条 この規定は全日本吹奏楽コンクール規定、全日本吹奏楽コンクール四国支部大会規定の改定・本連盟の理事会の議決により改定することができる。

平成13年4月22日 改定

平成21年4月19日 第1・6・18・19条を改定

平成25年4月20日 第9条改定

平成29年4月22日 第6条(1)(2)を改定

令和4年4月23日 第21条を改定

令和5年4月22日 第5・6・7・19条改定「中学校を中学生に」「高等学校の四国支部大会への県代表出場団体数を1から2へ」

令和7年5月30日 第7条を改定

全日本吹奏楽コンクール徳島県大会(全国大会へ通じる部門)審査内規

第1条 この内規は、全日本吹奏楽コンクール徳島県大会(全国大会へ通じる部門)実施規定第18条に基づき、審査および判定について定めるものである。

第2条 審査員は5人とし、事務局長、第一事業部長により推薦された候補者の中から理事会で選任し、理事長が委嘱する。

第3条 判定員は、事務局長、第一事業部長がこれにあたる。

2 集計委員会は、第一事業部運営委員がこれにあたる。

第4条 課題曲と自由曲それぞれの演奏の、「技術」と「表現」の2項目について1~10の10段階で評価する。

2 審査結果の集計は、理事長により委嘱された集計委員がこれにあたる。

第5条 集計結果の処理は判定委員会が行う。

2 判定委員会は、集計結果に基づき得点順に並べ、各団体の得点に顕著な差があるところで区切り、金賞・銀賞・銅賞の3賞の原案を作成する。ただし、区切ることが困難な場合、金賞・銀賞・銅賞の比率は、3:4:3を目安とする。

第6条 理事長は、判定委員会の原案に基づいて、審査員の意見を聞き、賞を決定する。

第7条 全日本吹奏楽コンクール四国支部大会の徳島県代表の選出は、次のとおりとする。

(1) 第4条の各団体ごとの評価の総得点の高位から順に代表を選出する。

(2) (1)で同位の場合には、全審査員に同点団体だけに同位がないように順位をつけてもらい、同点団体だけについて高位多数順として、それでも決まらない場合は審査委員長の順位を優先する。

第8条 次の項目の違反の場合は、理事長が違反を確認した上で失格とし、審査の対象としない。

(1) 演奏時間の違反

(2) 演奏者の資格違反

(3) 出演時間に違反し、運営に支障を生じた場合

(計時は3名以上の実行委員が行い、その半数以上が違反と認めた場合)

(4) 曲目・出演者数などによる違反

(5) 課題曲の演奏楽器による違反

第9条 審査票は、出演団体に渡し、審査一覧表は出演団体に公表することができる。

第10条 この内規は、理事会の議決により改定することができる。

平成13年4月22日 改定

平成14年4月21日 第8条(5)を追加

令和4年5月31日 第4条を改定

全日本吹奏楽コンクール徳島県大会B部門審査内規

第1条 この内規は、全日本吹奏楽コンクール徳島県大会B部門実施規定第17条に基づき、審査および判定について定めるものである。

第2条 審査員は5人とし、事務局長、第一事業部長により推薦された候補者の中から理事会で選任し、理事長が委嘱する。

第3条 判定員は、事務局長、第一事業部長がこれにあたる。

2 集計委員会は、第一事業部運営委員がこれにあたる。

第4条 B部門は、演奏の技術と表現を総合的にみて評価し、「技術」と「表現」の2項目について1~10の10段階で評価する。

2 審査結果の集計は、理事長により委嘱された集計員がこれにあたる。

第5条 集計結果の処理は判定委員会が行う。

2 判定委員会は、集計結果に基づき得点順に並べ、各団体の得点に顕著な差があるところで区切り、金賞・銀賞・銅賞の3賞の原案を作成する。ただし、区切ることが困難な場合、金賞・銀賞・銅賞の比率は、3:4:3を目安とする。

第6条 理事長は、判定委員会の原案に基づいて、審査員の意見を聞き、賞を決定する。

第7条 全日本吹奏楽コンクール四国支部大会への徳島県代表の選出は、次のとおりとする。

(1) 第4条の各団体ごとの評価の総得点の高位から順に代表を選出する。

(2) (1)で同位の場合には、全審査員に同点団体だけに同位がないように順位をつけてもらい、同点団体だけについて高位多数順として、それでも決まらない場合は審査委員長の順位を優先する。

第8条 次の項目の違反の場合は、理事長が違反を確認した上で失格とし、審査の対象としない。

(1) 演奏時間の違反(計時は3名以上の実行委員が行い、その半数以上が違反と認めた場合)

(2) 演奏者の資格違反

(3) 出演時間に違反し、運営に支障を生じた場合

(4) 曲目・出演者数などによる違反

第9条 審査票は、出演団体に渡し、審査一覧表は出演団体に公表することができる。

第10条 この内規は、理事会の議決により改定することができる。

平成13年4月22日 改定

平成21年4月19日 第5・9条を改定

令和4年5月31日 第4条を改定

徳島県アンサンブルコンテスト中学生の部予選実施規定

(総 貝リ)

第1条 このコンテストは、徳島県内における吹奏楽の普及・向上を計ることを目的とするが、合わせて徳島県アンサンブルコンテストの中学生の部予選も兼ねるものとする。

第2条 徳島県アンサンブルコンテスト中学生の部予選は、この連盟に加盟している中学生の団体内で結成されたグループが参加して、毎年12月に実施する。

第3条 実施会場・日時は、その年ごとに理事会でこれを定める。

第4条 理事会は、毎年4月末日までに、全日本アンサンブルコンテスト実施規定、全日本アンサンブルコンテスト四国支部大会実施規定、徳島県アンサンブルコンテスト実施規定に基づいて、実施会場・開催日時などの必要事項を決定する。

(実施部門および人員)

第5条 実施部門は中学生の部門とする。

第6条 各グループの編成は3名以上8名までとする。

(資格)

第7条 部門の参加資格は、次のとおりとする。

(1) 中学生の部

構成メンバーは、中学校に在籍している生徒とする。

(同一経営の学園内、または同一団体内の小学生※1の参加は認める。)

参加形態は以下のとおりとする。

① 単独校 従来どおりの参加形態。

② 合同バンド

部員不足により、単独の学校単位で本大会に参加できない中学校が、校長の許可のもと編成する団体。

③ 地域バンド

任意の個人または団体が組織し、小学生※1、中学生※2で構成された団体。

注：部員不足により、学校単位で参加できなくなる小学生や中学生に参加の機会を広げる趣旨で合同バンドや地域クラブ等の参加を認める。

※1 小学生

学校教育法で定める小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校の小学部に在籍する児童をいう。

※2 中学生

学校教育法で定める中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校の中学部に在籍する生徒をいう。

2 その他、第7条第1項(1)ー②、③に該当しない団体の参加については、第二事業部会でこれを検討し、理事会で参加の可否を決定する。

第8条 同一奏者が2つ以上のグループに出場することは認めない。

第9条 参加グループの資格に疑義がある時は、出場を停止または入賞を取り消すことができる。

(演奏・審査)

第10条 編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器・コントラバスによるものとする。但し、コントラバスのみによる編成は認めない。

2 同一パートを2名以上の奏者で演奏することは認めない。

3 独立した指揮者は認めない。

4 参加グループは全パートが記載されたスコアを提出する。

第11条 出場グループは任意の1曲を演奏して審査を受けるものとする。組曲も1曲とみなす。

2 著作権の存在する楽曲を編曲して自由曲とする場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けねばならない。この許諾を受けないでコンテストに出場することは認めない。

第12条 演奏時間は5分以内とし、これを超過した場合は失格とし、審査の対象としない。

第13条 出演順序は抽選により決定する。

第14条 このコンテストの審査員は事務局長・第二事業部長より候補者を選出し、理事会で決定、これを理事長が委嘱する。

2 審査員の数は原則として5名とする。

3 審査方法は、理事会の定める徳島県アンサンブルコンテスト中学生の部予選審査内規による。

第15条 表彰は一定の技術力・表現力を満たしているチームには金賞・銀賞・銅賞のいづれかを贈る。

(徳島県アンサンブルコンテストへの選出)

第16条 徳島県アンサンブルコンテストへの出場団体数は、70グループ以内とする。ただし、参加団体の少ないとときは、第二事業部会で検討する。

第17条 徳島県アンサンブルコンテストへの選出は次のとおりとする。

(1) 理事長は演奏審査の結果、金賞に代表権を与える。

第18条 このコンテスト実施にあたっては理事会が必要と認めた場合は、共催または後援団体をもつことができる。また、賞状・賞品の贈与を受けることができる。

(参加分担金)

第19条 1 グループの参加分担金は総会で決定する。

(その他)

第20条 本体会の役員は原則として次のとおりとする。

大会長……………理事長
副大会長……………朝日新聞社
運営委員長……………事務局長
実行委員長……………第二事業部長
実行委員……………第二事業部運営委員、出演団体代表者

第21条 徳島県アンサンブルコンテスト中学生の部予選役員は、その年度毎に第二事業部会で決定し、理事長が委嘱する。

第22条 実行委員長は、大会長および運営委員長と連携を密にして実行委員会を運営する。

第23条 このコンテストの運営経費は、次によってまかなわれる。

- (1) 参加分担金 …… 参加グループより
- (2) そ の 他 …… 広告料、撮影、録画、録音権料など

第24条 会場内で演奏および審査の妨げになる行為、ならびに著作権法上問題になる行為(写真撮影、録音・録画)は、これを禁止する。ただし、本連盟の許可を得たものはこの限りでない。

第25条 コンテストに出場しようとする団体は、この連盟の定められた所定の申込書によって実行委員会の定めた締切日を厳守して申し込まなければならない。

第26条 その他、徳島県アンサンブルコンテスト中学生の部予選開催上の細目については実行委員会において定める。

第27条 この規定は、全日本アンサンブルコンテスト規定、全日本アンサンブルコンテスト四国支部大会規定、徳島県アンサンブルコンテスト規定の改定・本連盟の理事会の議決により改定することができる。

平成23年8月26日 制定
平成25年4月20日 第19条改定
平成29年4月15日 第14条改定
平成30年4月21日 第8条改定
令和3年4月17日 第13条改定
令和4年5月31日 第19条改定
令和5年4月22日 第1・2・5・7・14・21・26条改定「中学校を中学生に」
第14条改定「審査員の数は3名を原則として5名に」
第28条削除
令和7年5月30日 第7条を改定

徳島県アンサンブルコンテスト中学生の部予選審査内規

第1条 この内規は、徳島県アンサンブルコンテスト実施規定第14条に基づき、審査および判定について定めるものである。

第2条 審査員は原則5名とし、事務局長、第二事業部長により推薦された候補者の中から理事会で選任し、理事長が委嘱する。

第3条 判定員は、事務局長、第二事業部長がこれにあたる。

2 集計委員会は、第二事業部運営委員がこれにあたる。

第4条 審査員は演奏を「技術」と「表現」の2項目について1~10の10段階で評価する。

2 審査結果の集計は、理事長により委嘱された集計委員がこれにあたる。

第5条 集計結果の処理は判定委員会が行う。

2 判定委員会は、集計結果に基づき得点順に並べ、各グループの得点に顕著な差があるところで区切り、金賞・銀賞・銅賞の3賞の原案を作成する。

第6条 理事長は、判定委員会の原案に基づいて、審査員の意見を聞き、賞を決定する。

第7条 徳島県アンサンブルコンテストの代表の選出は、次のとおりとする。

(1) 第5条の各グループごとの評価の総得点の高位から順に代表を選出する。

(2) (1)で同位の場合には、全審査員に同点団体だけに同位がないように順位をつけてもらい、同点団体だけについて高位多数順として、それでも決まらない場合は審査委員長の順位を優先する。

(3) 編成による県大会出場団体の配分は、出場グループ数による比例配分を原則とする。詳細は第二事業部会で決定する。

第8条 次の項目の違反の場合は、理事長が違反を確認した上で失格とし、審査の対象としない。

(1) 演奏時間の違反

(2) 演奏者の資格違反

(3) 出演時間に違反し、運営に支障を生じた場合

(4) 曲目・出演者数などによる違反

第9条 審査票は、出演団体に渡し、審査一覧表は出演団体に公表することができる。

第10条 この内規は、理事会の議決により改定することができる。

平成23年8月26日 制定

令和4年5月31日 第4条改定

令和5年4月22日 第2条改定 「審査員は3人を原則5名に」

徳島県アンサンブルコンテスト実施規定

(総念 貝リ)

第1条 このコンテストは、徳島県内における吹奏楽の普及・向上を計ることを目的とするが、合わせて全日本アンサンブルコンテスト四国支部大会の徳島県予選も兼ねるものとする。

第2条 徳島県アンサンブルコンテストは、この連盟に加盟している団体内で結成されたグループが参加して、毎年12月下旬、もしくは1月上旬に実施する。

第3条 実施会場・日時は、その年ごとに理事会でこれを定める。

第4条 理事会は、毎年4月末日までに、全日本アンサンブルコンテスト実施規定、全日本アンサンブルコンテスト四国支部大会実施規定、徳島県アンサンブルコンテスト実施規定に基づいて、実施会場・開催日時などの必要事項を決定する。

(実施部門および人員)

第5条 実施部門を次のとおりにし、参加グループは所属する部門に参加するものとする。

(1) 小学生部門 (2) 中学生部門 (3) 高等学校部門 (4) 大学部門 (5) 職場・一般部門

第6条 各グループの編成は3名以上8名までとする。

(資格)

第7条 各部門の参加資格は、次のとおりとする。

- (1) 小学生部門
同一小学校に在籍、または校内外で活動する単独校や複数校混合の団体に在籍している小学校児童とする。
(活動を共にする幼稚園児の参加は認める)
- (2) 中学生部門
構成メンバーは、中学校に在籍している生徒とする。
(同一経営の学園内、または同一団体内の小学生※1の参加は認める。)
参加形態は以下のとおりとする。
① 単独校 従来どおりの参加形態。
② 合同バンド
部員不足により、単独の学校単位で本大会に参加できない中学校が、校長の許可のもと編成する団体。
③ 地域バンド
任意の個人または団体が組織し、小学生※1、中学生※2で構成された団体。
注：部員不足により、学校単位で参加できなくなる小学生や中学生に参加の機会を広げる趣旨で合同バンドや地域クラブ等の参加を認める。
- (3) 高等学校部門
同一高等学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒の参加は認める)
- (4) 大学の部
同一大学に在籍している学生(大学院生を含む)とする。ただし、管・打・コントラバス専攻学生の参加は認めない。
- (5) 職場・一般の部
団体構成メンバーは自由とする。ただし、職業演奏家の参加は認めない。

※1 小学生

学校教育法で定める小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校の小学部に在籍する児童をいう。

※2 中学生

学校教育法で定める中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校の中学部に在籍する生徒をいう。

2 その他、第7条第1項(2)-②、③に該当しない団体の参加については、第二事業部会でこれを検討し、理事会で参加の可否を決定する。

第8条 同一奏者が2つ以上のグループに出場することは認めない。

第9条 参加グループの資格に疑義がある時は、出場を停止または入賞を取り消すことができる。

(演奏・審査)

第10条 編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器・コントラバスによるものとする。但し、コントラバスのみによる編成は認めない。

2 同一パートを2名以上の奏者で演奏することは認めない。

3 独立した指揮者は認めない。

4 参加グループは全パートが記載されたスコアを提出する。

第11条 出場グループは任意の1曲を演奏して審査を受けるものとする。組曲も1曲とみなす。

2 著作権の存在する楽曲を編曲して自由曲とする場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けねばならない。この許諾を受けないでコンテストに出場することは認めない。

第12条 演奏時間は5分以内とし、これを超過した場合は失格とし、審査の対象としない。

第13条 出演順序は抽選により決定する。

第14条 このコンテストの審査員は事務局長・第二事業部長より候補者(県外の専門家)を選出し、理事会で決定、これを理事長が委嘱する。

2 審査員の数は原則として5名とする。

3 審査方法は、理事会の定める徳島県アンサンブルコンテスト審査内規による。

第15条 表彰は各部門ごとに一定の技術力・表現力を満たしているグループには金賞・銀賞・銅賞のいずれかを贈る。ただし、

賞を与えない場合もある。

(全日本アンサンブルコンテスト四国支部大会への選出)

第16条 全日本アンサンブルコンテスト四国支部大会への徳島県代表出場団体数は、次のとおりとする。ただし、参加団体の少ない部門については、理事会で検討する。

- (1) 中学生部門・高等学校部門 9団体 (2) 大学部門 1団体
(3) 職場・一般部門 2団体

第17条 全日本アンサンブルコンテスト四国支部大会への徳島県選出は次のとおりとする。

- (1) 理事長は演奏審査の結果、中学生部門、高等学校部門、大学部門、職場・一般部門について、金賞の上位団体より代表権を与える。
(2) 中学生部門、高等学校部門、大学部門、職場・一般部門における代表数は、全日本アンサンブルコンテスト四国支部大会規定による。

第18条 このコンテスト実施にあたっては理事会が必要と認めた場合は、共催または後援団体をもつことができる。また、賞状・賞品の贈与を受けることができる。

(参加分担金)

第19条 1グループの参加分担金は、総会で決定する。

(その他)

第20条 本体会の役員は原則として次のとおりとする。

- 大会長 理事長
副大会長 朝日新聞社
運営委員長 事務局長
実行委員長 第二事業部長
実行委員 第二事業部運営委員、出演団体代表者

第21条 徳島県アンサンブルコンテスト役員は、その年度毎に第二事業部会で決定し、理事長が委嘱する。

第22条 実行委員長は、大会長および運営委員長と連携を密にして実行委員会を運営する。

第23条 このコンテストの運営経費は、次によってまかなわれる。

- (1) 参加分担金 参加グループより
(2) その他の 広告料、撮影、録画、録音権料など

第24条 会場内で演奏および審査の妨げになる行為、ならびに著作権法上問題になる行為(写真撮影、録音・録画)はこれを禁止する。ただし、本連盟の許可を得たものはこの限りでない。

第25条 このコンテストに出場しようとする団体は、この連盟の定められた所定の申込書によって実行委員会の定めた締切日を厳守して申し込まなければならない。

第26条 その他徳島県アンサンブルコンテスト開催上の細目については実行委員会において定める。

第27条 この規定は全日本アンサンブルコンテスト規定、全日本アンサンブルコンテスト四国支部大会規定の改定・本連盟の理事会の議決により改定することができる。

平成15年4月20日	改定
平成16年4月18日	大会名を改定
平成19年4月22日	一部改定
平成23年8月26日	一部改定
平成25年4月29日	第29条削除
平成26年4月19日	第7条削除
平成27年4月18日	第14条、第19条改定
平成30年4月21日	第8条改定
令和2年4月18日	第19条改定
令和3年4月17日	第13条、第19条改定
令和4年5月31日	第19条改定
令和5年4月22日	第5・7・16・17条改定「中学校を中学生に」
令和7年5月30日	第7条を改定

徳島県アンサンブルコンテスト審査内規

第1条 この内規は、徳島県アンサンブルコンテスト実施規定第15条に基づき、審査および判定について定めるものである。

第2条 審査員は5人とし、事務局長、第二事業部長により推薦された候補者の中から理事会で選任し、理事長が委嘱する。

第3条 判定員は、事務局長、第二事業部長がこれにあたる。

2 集計委員会は、第二事業部運営委員がこれにあたる。

第4条 審査員は演奏を「技術」と「表現」の2項目について1~10の10段階で評価する。

2 審査結果の集計は、理事長により委嘱された集計員がこれにあたる。

第5条 集計結果の処理は判定委員会が行う。

2 判定委員会は、集計結果に基づき得点順に並べ、各団体の得点に顕著な差があるところで区切り、金賞・銀賞・銅賞の3賞の原案を作成する。

第6条 理事長は、判定委員会の原案に基づいて、審査員の意見を聞き、賞を決定する。

第7条 全日本アンサンブルコンテスト四国支部大会の徳島県代表の選出は、次のとおりとする。

(1) 第5条の各団体ごとの評価の総得点の高位から順に代表を選出する。

(2) (1)で同位の場合には、全審査員に同点団体だけに同位がないように順位をつけてもらい、同点団体だけについて高位多数順として、それでも決まらない場合は審査委員長の順位を優先する。

第8条 次の項目の違反の場合は、理事長が違反を確認した上で失格とし、審査の対象としない。

(1) 演奏時間の違反

(2) 演奏者の資格違反

(3) 出演時間に違反し、運営に支障を生じた場合

(4) 曲目・出演者数などによる違反

第9条 審査票は、出演団体に渡し、審査一覧表は出演団体に公表することができる。

第10条 この内規は、理事会の議決により改定することができる。

平成15年4月20日 改定

平成16年4月18日 大会名を改定

平成23年8月26日 一部改定

平成27年4月18日 第2条改定

令和4年5月31日 第4条改定

全日本マーチングコンテスト徳島県大会実施規定

(総則)

第1条 この大会は「全日本マーチングコンテスト徳島県大会」という。

第2条 この大会は徳島県内の吹奏楽団体が参加して、毎年実施する。

第3条 実施会場・日時などの必要事項は、理事会で定める。

(実施部門及び参加資格)

第4条 実施区分は「中学生の部」「高等学校以上の部」の2部制とする。

第5条 参加資格は、徳島県吹奏楽連盟に登録された団体で、次の通りとする。

(1) 中学生の部

構成メンバーは、中学校に在籍している生徒とする。

(同一経営の学園内、または同一団体内の小学生※1の参加は認める。)

参加形態は以下のとおりとする。

① 単独校 従来どおりの参加形態。

② 合同バンド

部員不足により、単独の学校単位で本大会に参加できない中学校が、校長の許可のもと編成する団体。

③ 地域バンド

任意の個人または団体が組織し、小学生※1、中学生※2で構成された団体。

注：部員不足により、学校単位で参加できなくなる小学生や中学生に参加の機会を広げる趣旨で合同バンドや地域クラブ等の参加を認める。

(2) 高等学校以上の部

〈高等学校〉

同一高等学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内中学校生徒・学園内小学校児童の参加は認める)

〈大学〉

同一大学に在籍している学生(大学院生を含む)とする。ただし、管・打・コントラバス専攻学生の参加は認めない。

〈職場の部〉

同一経営の会社・工場・事務所・官公庁など、経営者または組合などの認可を得て設立されている団体であって、構成メンバーは、その勤務先に勤務しているものとする。

〈一般の部〉

団体構成メンバーは自由とする。ただし、職業演奏家の参加は認めない。

※1 小学生

学校教育法で定める小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校の小学部に在籍する児童をいう。

※2 中学生

学校教育法で定める中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校の中学部に在籍する生徒をいう。

2 出演者が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。

3 その他、第5条第1項(1)～③に該当しない団体の参加については、第三事業部会でこれを検討し、理事会で参加の可否を決定する。

(県代表)

第6条 連盟は県代表団体を決定し、全日本マーチングコンテスト四国支部大会開催日の2週間以前に四国吹奏楽連盟へ推薦報告する。

第7条 全日本マーチングコンテスト四国支部大会に徳島県から推薦する団体数は4団体以内を基準とする。

第8条 出演順は第三事業部会において決定する。

(演奏・演技)

第9条 参加人員は、DMを含んで81名以内とする。但し、指揮者はこの人数に含まない。

第10条 編成は木管楽器・金管楽器・打楽器(擬音楽器を含む)とする。電子楽器、ピアノ、チェレスタ、ハープの使用は認めない。

第11条 出演時間は6分以内とする。出演時間とは演奏または演技の開始より終了までの時間をいう。出演時間が超過した場合は審査の対象としない。

第12条 演奏曲は自由とする。

第13条 参加団体は別に定めた規定課題を演技しなければならない。規定課題はその年度ごとに全日本吹奏楽連盟の理事会で決定したものとする。

(審査・表彰)

第14条 審査員は理事会で選出し理事長が委嘱する。

2 審査員は3名とする。

3 審査方法は別に定める審査内規による。

第15条 表彰は金賞、銀賞、銅賞の何れかを贈る。

(参加料金)

第16条 各部門の参加分担金は、総会で決定する。

(その他)

第17条 この大会の実施にあたって理事会が必要と認めた場合は、共催および後援、協賛団体をもつことができる。
2 共催及び後援、協賛団体から賞状・賞品の贈与を受けることができる。

第18条 この規定は理事会の議決により改定することができる。

平成15年4月20日 全面改定
平成19年4月22日 一部改定
平成21年5月23日 第7条改定
平成25年4月20日 第10条改定、第19条削除
令和4年5月31日 一部改定
令和5年4月22日 第4・5条改定「中学校を中学生に」

全日本マーチングコンテスト審査内規

第1条 この内規は全日本マーチングコンテスト徳島県大会実施規定第15条に基づき審査および判定について定めるものである。

第2条 審査員は「演奏(技術)」「演奏(表現)」「行進の美しさ」「音と動きの調和」の4項目について5段階で評価する。

第3条 審査結果の処理は理事長から委嘱された判定委員会が行う。

第4条 判定委員会は、集計結果に基づき得点順に並べ、各団体の得点に顕著な差があるところで区切り、金賞・銀賞・銅賞の3賞のグループ分けの原案を作成する。ただし、区切ることが困難な場合、金賞・銀賞・銅賞の比率は、3:4:3を目安とする。

第5条 第4条による結果は審査員の了承を得て理事長が賞を決定する。

第6条 審査票は出演団体に渡し、審査一覧表を出演団体に公表することができる。

第7条 この内規は理事会の決議により改定することができる。

平成15年4月20日 全面改定
平成19年4月22日 一部改定
令和7年5月30日 第5条を改定

全日本小学生バンドフェスティバル徳島県大会実施規定

(総則)

第1条 精神的・身体的発育段階に即した多様な音楽表現の中で小学生らしい楽しい音楽を求める。それぞれのバンドの特性を生かしながら、フロアやステージを自由で創造性豊かなパフォーマンス（演奏・演技）の発表の場とする。

第2条 この大会の名称は「全日本小学生バンドフェスティバル徳島県大会」と称する。

第3条 この大会は徳島県内の吹奏楽連盟加盟団体の小学生の団体が参加して、毎年実施する。

第4条 実施会場・日時などの大会必要事項は、理事会で定める。

(参加資格)

第5条 参加資格は、小学校に在籍している児童とする。

参加形態は以下のとおりとする。

① 単独校 従来どおりの参加形態。

② 合同バンド

部員不足により、単独の学校単位で本大会に参加できない小学校が、校長の許可のもと編成する団体。

③ 地域バンド

任意の個人または団体が組織し、小学生※1で構成された団体。

注：部員不足により、学校単位で参加できなくなる小学生※1に参加の機会を広げる趣旨で合同バンドや地域クラブ等の参加を認める。

※1 小学生

学校教育法で定める小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校の小学部に在籍する児童をいう。

2 その他、第5条第1項②、③に該当しない団体の参加については、第三事業部会でこれを検討し、理事会で参加の可否を決定する。

第6条 出演者が2つ以上の団体に重複して出場することは認めない。

(県代表)

第7条 連盟は県代表団体を決定し、全日本小学生バンドフェスティバル四国支部大会開催日の2週間前までに四国吹奏楽連盟へ推薦・報告する。

第8条 全日本小学生バンドフェスティバル四国支部大会に徳島県から推薦する団体数は、ステージ部門より4団体以内、フロア部門より2団体以内を基準とする。

(内容)

第9条 参加人員は次のとおりとする。

ステージ部門・・・65名以内（指揮者は含まない。）

フロア部門・・・80名以内（ドラムメジャー・指揮者は含まない。）

第10条 編成は自由とする。

第11条 出演時間は次のとおりとする。出演時間とは、演奏または演技の開始より終了までの時間をいう。

ステージ部門・・・7分以内

フロア部門・・・6分以内

第12条 出演時間が超過した場合は失格とし、審査の対象としない。

第13条 演奏・演技は自由とするが、座奏を中心としたもの・マーチングを中心としたもの・両方をミックスしたものとする。

第14条 服装等は自由とする。

第15条 出演順序は第三事業部会において決定する。

第16条 全団体に連盟の定める賞を贈る。

第17条 審査員は理事会で選出し、理事長が委嘱する。

2 審査員は3名とし、演奏の専門家・音楽教育の専門家等によって構成する。

3 審査方法は別に定める審査内規による。

(参加分担金)

第18条 各部門の参加分担金は、総会で決定する。

(その他)

第19条 全日本小学生バンドフェスティバル実施に当たって、理事会が必要と認めた場合は、共催及び後援、協賛団体を持つことができる。

2 共催及び後援、協賛団体から賞状・商品の贈与を受けることができる。

第20条 この規定は理事会の議決により改定することができる。

補足 第8条の規定について

当面の間は、各県理事長の推薦があれば、代表数を1団体を加えることができる。

平成15年4月20日	全面改定
平成16年4月18日	大会名を改定
平成19年4月22日	一部改定
平成21年5月23日	第8条、補足を改定
平成25年4月20日	第20条削除
令和4年5月31日	一部改定
令和6年4月20日	第9条、第11条、第12条、部門名を改定
令和7年4月19日	部門名を改定

全日本小学生バンドフェスティバル徳島県大会審査内規

第1条 この内規は、全日本小学生バンドフェスティバル徳島県大会実施規定第16条に基づき審査及び判定について定めるものである。

第2条 審査員は「技術」「表現」（「演出」も含む）の2項目について、1～10の10段階で評価する。

第3条 審査結果の処理は理事長から委嘱された選考委員会が行う。

第4条 判定委員会は、集計結果に基づき得点順に並べ、各団体の得点に顕著な差があるところで区切り、金賞・銀賞・銅賞の3賞のグループ分けの原案を作成する。ただし、区切ることが困難な場合、金賞・銀賞・銅賞の比率は、3：4：3を目安とする。

第5条 第4条の結果、審査員の了承を得て、理事長が賞を決定する。

第6条 審査票は各団体に渡し、審査一覧表は出演団体に公表することができる。

第7条 この内規は理事会の決議により改定することができる。

平成15年4月20日	全面改定
平成16年4月18日	大会名を改定
平成19年4月22日	一部改定
令和4年5月31日	第2条改定
令和7年5月30日	第5条を改定

徳島県吹奏楽連盟事務局

〒779-1401
徳島県阿南市内原町竹ノ内口143-1 阿南市立阿南第二中学校内 笹野 潤

Tel 0884-26-0203／Fax 0884-26-1011／携帯電話 090-4508-4287
E-mail toku.suiren@gmail.com

徳島県吹奏楽連盟公式ホームページ <https://toku-suiren.com>

徳島県吹奏楽連盟facebook <https://www.facebook.com/tokushimasuiren>

